

議案第40号

山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年山陽小野田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第1項第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第 4 0 号参考資料

山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める 布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和 5 8 年法律第 2 5 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部 門に合格した者(選択科目として上水道及び工業 用水道を選択したものに限る。)であって、1 年 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 を有するもの</p> <p>2 (略)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める 布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和 5 8 年法律第 2 5 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部 門に合格した者(選択科目として上水道及び工業 用水道又は水道環境を選択したものに限る。)で あって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従 事した経験を有するもの</p> <p>2 (略)</p>